



【第 92 回】2015 年 5 月 14 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

## ポテトチップスから第三のビールまで

## 租税回避商品を増やしかねない軽減税率議論

### 消費税軽減税率の問題点(1)

再開する消費税軽減税率の議論が  
究極のポピュリズムである理由



軽減税率導入は、市場にどんな影響を与えるだろう

か

Photo:hxdyl-Fotolia.com

連休明けから与党税制協議会で、消費税軽減税率の議論が再開する。本年末までに詳細を決めなければ、2017 年 4 月からの消費税率 10%への引き上げに間に合わないので、議論は加速するだろう。

筆者は何度もこの連載で、軽減税率の導入を問題視してきた。消費者・事業者・税務当局に多大なコストをかける一方で、政策効果は「低所得者対策」

ではなく、「高所得者」により多くの恩恵をもたらすことを理由に、究極のポピュリズム政治であると反対してきた。それに関連する記事は、以下である。

- ・第 84 回 軽減税率は究極のポピュリズム
- ・第 73 回 軽減税率は消費税制度の劣化
- ・第 63 回 公明党案は本当に事務負担軽減になるか

永田町では、安保法制での公明党の協力が、公明党の党是とも言える軽減税率の導入に大きく影響すると、半ば公然と語られ始めている。

今回は、軽減税率の区分が「税制を笑いものにした」(brought tax system into mockery)とまで揶揄された英国の裁判例を取り上げてみたい。

食料品の多くに軽減税率が導入されている英国では、数多くの訴訟事例が報告されている。最近話題になったのが、「ポテトチップス裁判」である。

P&G は「プリングルス」という商品を販売している。多くの日本人も見覚えのある商品で、筆者も「ポテトチップス」として買った経験がある。

英国でもみんな「ポテトチップス」と認識して購入しているのだが、P&G 側は、標準税率(20%)が適用されるポテトチップスではなく、ゼロ税率が適用される「ケーキ」と認識して消費税を納めていなかった。それどころか、ゼロ税率なので、仕入れに要する消費税額は還付されていたのである。

## 英国ポテトチップス裁判に第三のビール 原料の含有率で税率が変わるという現実



P&G が発売する「プリングルス」

その理由は、「原料に占めるじゃがいもの含有量は 50%未満なので、ポテトチップスではない。パン生地から作ったケーキのようなものだ」ということである。

それはおかしい、ということで国税当局と裁判になった。1 審では P&G 側が勝ったが、控訴審では国側が勝って標準税率となり、P&G側は毎年 2000 万ポンドの付加価値税を支払うこととなった。

判決を読むと、「原料が 42%ということより、お客がどう認識しているかということが重要だ」とし、「ポテトからつくられたものであるということは、食品学者・調理評論家ではなく、ポテトチップスを消費する子どもらの方が、より気の利いた方法で答えられる」と記されている。

含有量を調整して税率を低くするという P&G の発想は、麦芽の比率を低くして酒税を安くしようという発泡酒や「第三のビール」とまったく同じ発想である。

ビールと発泡酒の酒税法上の区別は麦芽比率で定められている。麦芽比率 50%以上がビール、50%未満が発泡酒である。さらに発泡酒は 2 つに分かれ、麦芽比率が 25%未満では税金がもっと安くなる。

このような区分は「麦芽の多寡こそがビールの味を決めるもの、麦芽比率の少ないものはビールとは言えない」という長年の業界の共通認識から形成されたもので、それをもとに酒税法も麦芽比率の多寡をメルクマールとして、税率を張っているのである。

ところが最近では、麦芽比率が低くてもそれなりに飲める発泡酒が誕生した。さらには、発泡酒に麦スピリッツを混和して、酒税法上「リキュール(発泡性)」に分類されるものも現れ、「第三のビール」と呼ばれていることは周知のとおりである。

このような発泡酒、「第三のビール」はすべて、税負担の安い「ビール」をつくらうという発想・工夫からつくられたものである。

サッポロビールの「極 ZERO」は、当初最も税率の低い「第三のビール」として販売されたが、国税庁からクレームがついて発泡酒として再販売された。新聞報道によると、会社側は納得していないようだ。

この問題については、第 75 回「サッポロビール『極ZERO』騒動の源複雑怪奇な『ビール税制』を簡素化せよ」で述べたところである。

いずれにしても、プリングルスと発泡酒・「第三のビール」は、「(高い)税金をかくぐる商品(筆者に言わせると「租税回避商品」)」という点において、共通している。

## かつての物品税の時代に逆戻り 軽減税率の導入は回避すべき

このような事例は、物品税の時代を思い起こさせる。

「紅茶や緑茶は不課税だがコーヒーは課税」「こたつは不課税だが扇風機は課税」「ビデオテープは課税だがビデオレンタルはサービスなので不課税」など、根拠不明な区分が数多くあった。不課税の童謡かどうかを巡って、歌謡曲「黒ネコのタンゴ」(皆川おさむ)がもめたという話もあった。

このような無駄な手間をやめ、経済への歪みをなくそうということで、1989 年に消費税の導入が行われたわけだ。つまり軽減税率の導入は「時代に逆行する」ものと言えよう。

フランスの消費税制では、チョコレートについて、カカオの含有量による区別が行われている。カカオの含有量が 50%以上のチョコレート製品は 19.6%の税率で、それ以外は 5.5%の軽減税率となっている。

このような区分の軽減税率がわが国で導入されると、業界はこぞって税率の低い分類になるように商品開発を行うだろう。その結果、カカオの含有量が多い美味しいチョコレートは少なくなり、区別のためのコストがかかり、税収は落ち込み、といった具合に結局みんなが損をするのである。

無駄な努力をしないためにも、(欧州並みの消費税率になる際はともかく)消費税率 10%時の軽減税率の導入はぜひ避ける必要がある。

わが国の税制に責任を持つ、自民党税制調査会の良識に期待したい。

DIAMOND,Inc. All Rights Reserved.

```
<iframe src="//www.googletagmanager.com/ns.html?id=GTM-MB8ZLX" height="0"
width="0" style="display:none;visibility:hidden"></iframe> <iframe
src="//b.yjtag.jp/iframe?c=HnwCFYR" width="1" height="1" frameborder="0"
scrolling="no" marginheight="0" marginwidth="0"></iframe>
<iframe src="//o.advg.jp/oif?aid=7317&pid=1" width="1" height="1"></iframe>
```